

2. 底生動物調査

2. 底生動物調査

2.1 底生動物調査結果の概要

(1) 確認種

今回とりまとめを行った一級河川 26 水系 26 河川（直轄管理区間 26 河川、指定区間 3 河川）で確認された底生動物は、貝類等の軟体動物、ミミズ等の環形動物およびエビ類、昆虫類等の節足動物等 63 目 279 科 1073 種でした。

確認種数が最も多かった河川は、九州地方の五ヶ瀬川の 384 種、次いで同じく九州地方の山国川の 354 種、中国地方の佐波川の 319 種でした。

(2) 重要種^{注1)}

今回とりまとめを行った一級河川 26 水系 26 河川（直轄管理区間 26 河川、指定区間 3 河川）で確認された重要種は、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類に指定されているクロヘナタリガイ、シマヘナタリガイ、センペイアワモチ、絶滅危惧種Ⅱ類に指定されているマルタニシ、タケノコカワニナ、カワアイガイ、ワカウラツボ、アズキカワザンショウガイ、ミズゴマツボ、ニホンミズシタダミ、コメツブツララガイ、ナラビオカミミガイ、オカミミガイ、クリイロコミミガイ、キヌカツギハマシイノミガイ、ウミマイマイ、ミズコハクガイ、クルマヒラマキガイ、ハイガイ、カワシンジュガイ、ニセマツカサガイ、カタハガイ、テリザクラガイ、ハマグリ、ハナグモリガイ、シオマネキ、ハクセンシオマネキ、ナゴヤサナエ、ゲンゴロウ、コガタノゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、ルイスツブゲンゴロウ、ツマキレオナガミズスマシ、コオナガミズスマシ、ヨコミゾドロムシ、ケスジドロムシ等 113 種でした。

重要種の確認種数が最も多かった河川は、九州地方の山国川で 28 種、次いで同じく九州地方の五ヶ瀬川の 27 種、中国地方の佐波川、九州地方の球磨川の 26 種でした。

注1) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- 「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- 環境省編（2014）「レッドデータブック 2014」掲載種（2014：哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、貝類、その他無脊椎動物、2015：汽水・淡水魚類、昆虫類、維管束植物）

絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。

絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。

（注：底生動物ではⅠA類とⅠB類を併せて「絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種」とする場合がある。）

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種。

(3) 国外外来種^{注2)}

1) 国外外来種の確認状況

今回とりまとめを行った一級河川 26 水系 26 河川（直轄管理区間 26 河川、指定区間 3 河川）で確認された国外外来種は、アメリカナミウズムシ、スクミリンゴガイ、ハブタエモノアラガイ、サカマキガイ、カワヒバリガイ、アメリカフジツボ、フロリダマミズヨコエビ、アメリカザリガニ等の 29 種でした。

国外外来種の確認種数が最も多かった河川は、関東地方の荒川で 12 種、次いで近畿地方の紀の川の 11 種、中部地方の菊川の 10 種でした。

2) 特定外来生物等の確認状況

上記の国外外来種のうち、外来生物法が定める特定外来生物^{注3)}は、カワヒバリガイおよびウチダザリガニの2種、生態系被害防止外来種リスト^{注4)}掲載種として、総合的に対策が必要な外来種のうち、緊急性が高く、積極的に防除が必要な外来種は、アメリカザリガニの1種、国内に定着が確認されており、生態系等への被害のおそれがあるため、総合的に対策が必要な外来種のうち、甚大な被害が予想される重点的に対策が必要な外来種は、スクミリンゴガイの1種、国内に定着が確認されており、生態系等への被害のおそれがあるため、総合的に対策が必要な外来種のうち、緊急、重点に該当しない種は、コモチカワツボ、シマメノウフネガイ、カラムシロ、ハブタエモノアラガイ、ムラサキイガイ、コウロエンカワヒバリガイ、イガイダマシ、タイワンシジミ、ホンビノスガイ、カニヤドリカンザシゴカイ、タテジマフジツボ、アメリカフジツボ、ヨーロッパフジツボ、フロリダマミズヨコエビの14種でした。

注) 国外外来種の選定基準について

注2) 外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種は「国内外来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおそ明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物すべてを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に考慮していません。また、外来種の選定は、9～11ページに掲載した文献および12ページに掲載した学識者による意見をもとに行っています。

注3) 特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(最終改正及び施行2014年6月)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています(指定された外来生物と在来種が交雑した生物も含む)。

注4) 生態系被害防止外来種リスト(我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト)とは、我が国の生物多様性を保全するため、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、環境省及び農林水産省が「生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある生物」を生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定した外来種リストです。リスト中には特定外来生物法で指定された生物も含まれています。また、魚類、植物、哺乳類、両生類、爬虫類、陸上昆虫類においては、国内外来種も一部選定されています。

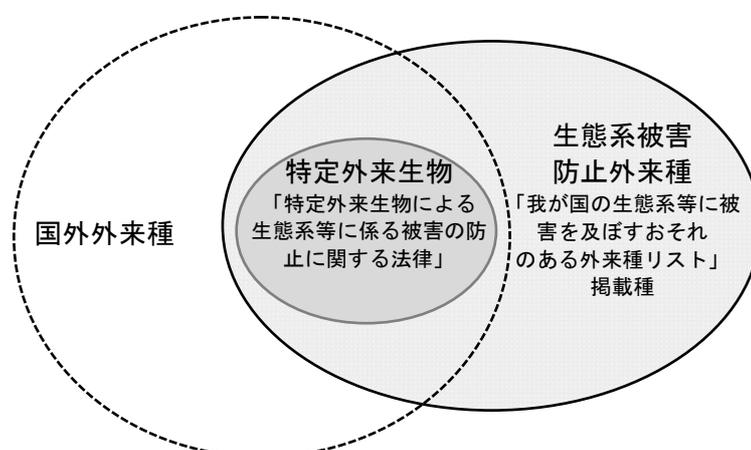


図 (参考) 国外外来種、生態系被害防止外来種、特定外来生物の関係